

言語文化教育研究学会 言語文化教育アーカイブズ細則

制定：2021年6月1日

(趣旨)

第1条 この細則は言語文化教育アーカイブズ規程（以下、規程）に基づき、言語文化教育アーカイブズ（以下、アーカイブズ）が保存する特定歴史公文書等の利用、収集その他必要な事項を定めるものとする。

(利用申請書)

第2条 規程第2条に定めるアーカイブズの利用は、様式第1号の利用申請書のとおりとする。

2 アーカイブズ番号・名称は学会のWebサイトの言語文化教育アーカイブズリストのとおりとする。

(利用可否の通知)

第3条 規程第2条に定めるアーカイブズの利用の可否の決定は、様式第2号の言語文化教育アーカイブズについて（通知）のとおりとする。

(利用決定の手続き)

第4条 論文、著作物、講演会等でアーカイブズの利用を希望する者は、利用の30日以上前までに利用申請書をアーカイブズ運営委員会に提出する。

2 利用申請書はアーカイブズ運営委員会が審査し、利用の可否を決定する。

3 利用の可否の決定は様式第2号言語文化教育アーカイブズの利用について（通知）にて通知する。

(利用の責任)

第5条 アーカイブズを利用する者は、次の責任を負うものとする。

(1) アーカイブズは利用申請書に記載した目的以外に利用しない。

(2) アーカイブズに含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等

第三者の権利または利益を侵害したときはその責任の一切。

(3) 損害賠償等の責任の一切。

(出版物等への掲載)

第6条 アーカイブズを利用し、出版物等へ掲載した場合は、作成した論文、映像等を当学会に提出する。

(利用の制限)

第7条 アーカイブズの利用は当学会会員に限定する。

2 論文等の研究目的での利用は無償とするが、営利目的での使用は有償とする。

3 公序良俗に反する目的、その他違法な目的に利用することはできない。利用目的によっては、利用を許可しないことがある。

4 アーカイブズを利用申請書に記載する目的等の範囲を超えて利用した場合は、アーカイブズ委員会は利用の許諾を取り消すことができる。その際は、利用者はアーカイブズを利用して作成した著作物等を廃棄、消去しなければならない。また、この措置により、利用者に損害が生じたとしても、当学会はその責任を負わない。

5 利用者はアーカイブズの利用に関する著作権法等、その他関連法規を遵守する。

(アーカイブズの保管・管理申請書)

第8条 規程第3条に定めるアーカイブズの保管、管理の申請は様式第3号の保管・管理申請書のとおりとする。

(保管・管理可否の通知)

第9条 規程第3条に定めるアーカイブズの保管、管理の可否の決定は様式第4号の言語文化教育アーカイブズ保管・管理について（通知）のとおりとする。

(アーカイブズの保管・管理の申請)

第10条 アーカイブズに保管・管理を希望する場合は、様式3号の保管・管理申請書に必要事項を記載し、アーカイブズ運営委員会に申請する。

2 アーカイブズの保管・管理の申請は言語文化教育研究学会会員に限る。

- 3 申請者はアーカイブズへの保管・管理申請を行う前に、規程第5条に定める倫理的配慮等のほか、資料内の対象者等との誓約、公開許可等を行う。倫理的配慮等に関する損害賠償等の責任は申請者が負う。当学会はこれらについて何ら責任を負わない。
- 4 保管・管理申請書はアーカイブズ運営委員会が審議し、保管・管理の可否を決定する。
- 5 アーカイブズでの保管・管理の可否の決定は、様式第4号の言語文化教育アーカイブズ保管・管理について（通知）にて通知する。
- 6 申請が許可された場合、申請者は保管・管理するデータ等はアーカイブズ運営委員会が指定する形式で提出し、保管・管理費（維持費を含む）を納付する。
- 7 一件の申請に対して保管・管理費は5万円を最少額とし、データの容量や内容に応じて加算されることがある。
- 8 納付された保管・管理費はいかなる理由があろうとも返金しない。
- 9 著作権は規定第6条に定めるとおり、申請者と当学会に帰属するものとする。ただし、申請者以外の利用については当学会に帰属する。

（アーカイブズの保管・管理費の納付方法）

第11条 細則第10条第7項が定めるアーカイブズの保管・管理費は以下の口座に納付する。納付にかかる手数料は申請者の負担とする。

銀行	支店	種別	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	〇一九店	当座	0450275	言語文化教育研究学会

（アーカイブズの保管・管理）

第12条 保管・管理は当学会が行う。

- 2 アーカイブズの保管・管理の形式は当学会の指定のものとする。
- 3 公開後でもアーカイブズ運営委員会が倫理的配慮等に欠けると判断した場合、不適切であると判断した場合は、アーカイブズから削除する。
- 4 個人の生命、健康、生活、財産等を害するおそれがある場合は、削除する。

（アーカイブズの公開）

第13条 保管・管理を決定した資料はアーカイブズとして公開する。

- 2 アーカイブズの公開の形式は当学会が定めるものとする。
- 3 公開されたアーカイブズの閲覧の制限は設けない。
- 4 アーカイブズの情報により個人の生命，健康，生活，財産等を害するおそれがある場合は，公開を停止する。
- 5 アーカイブズ内の対象者等より公開停止の依頼があった場合は公開を停止することがある。

以上